

社会福祉法人都市社会福祉協議会

令和3年度 職員（正規職員）採用試験実施要領

～求める人材～

1. 人を思いやる心のある人、困っている人の助けになりたい人
2. 広告、出版、広報ツール(WEBSITE、PCシステム、SNS等)等情報や経理・会計処理に長けた方
3. 地域おこし、まちづくりに興味のある方

社会福祉法人都市社会福祉協議会では、次のとおり職員採用試験を実施します。

1. 職種・受験資格及び採用予定人数

職種	受験資格要件	年齢制限	採用予定人数
一般事務職	①学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院を卒業または令和3年3月までに卒業見込みの方 ※学部・学科・専攻は問いません ※入職3年以内に福祉関係の資格取得を目指せる方(資格取得助成制度有) ②普通自動車免許(AT限定可)を取得している方または取得予定の方 ③パソコン(ワード、エクセル等)の基本操作ができる方	なし	2～3名程度

※受験資格は、上記要件を満たしていることが必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※障害のある方も受験できます。障害種別に応じて対応を考慮しますので、受験希望者は個別にご相談ください。

2. 申込方法

(1) 書類を持参、郵送される場合

《提出書類》 ①「ハローワークからの紹介状」もしくは「宮崎県福祉人材センターからの紹介状」(※ただし、学校教育法による高等学校以上の学校を令和3年

3月までに卒業見込みの人は必要ない)

②履歴書(顔写真付きのもの)

③卒業(見込み)証明書、成績証明書

(2) マイナビ 2021 からエントリーする場合

マイナビ 2021 (<https://job.mynavi.jp/21/pc/search/corp240111/outline.html>) よりエントリーし、提出書類(①履歴書(顔写真付きのもの)と②卒業(見込み)証明書、成績証明書)は **1次試験日に提出してください。**

マイナビ 2021 都城市社協

検索



《受付期間》

令和2年4月13日(月)から令和2年5月1日(金)まで

《持参・送付先》

〒885-0077

都城市松元町4街区17号 都城市総合社会福祉センター内
社会福祉法人都城市社会福祉協議会(総務課職員採用担当)

※郵送の場合は5月1日消印有効とし、必ず「簡易書留」で郵送してください。

※持参の場合は土日祝日を除く8時30分から17時15分までがセンターの開館時間です。

3. 試験について

(1) 試験日時・場所及び内容等

1次試験	《日時》 令和2年6月14日(日) 9:30~11:30(予定) 《場所》 都城市総合社会福祉センター 《試験内容》 適性テスト 《持参物》 筆記用具 《合格発表》 令和2年6月26日(金) ※都城市総合社会福祉センター掲示板並びに都城市社会福祉協議会ホームページに合格者番号を発表します。結果は合否にかかわらず、1次試験の有効受験者に通知します
2次試験	《日時》 令和2年7月5日(日) ※時間については、別途通知いたします 《試験内容》 個別面接(1人あたり30分程度) 《合格発表》 令和2年7月13日(月) ※都城市総合社会福祉センター掲示板並びに都城市社会福祉協議会ホームページに合格者番号を発表します。結果は合否にかかわらず、2次試験の有効受験者に通知します

(2) 受験手続上の注意

- ①書類提出もしくはマイナビからのエントリーが確認されたら、電話またはマイナビを通して受付確認の連絡をいたします。
- ②書類提出に虚偽の記載並びに不備があった場合は、受け付けいたしません。
- ③郵便事情による遅延のほか、いかなる理由であっても受付期間経過後の受付は一切いたしません。
- ④試験に関する提出書類は一切お返しいたしません。
- ⑤FAX・メールでの受付は一切いたしません。

4. 給与条件等

業務内容	勤務時間等	給与
社会福祉協議会における地域福祉業務、相談援助業務、総務・企画・経理業務等	①勤務時間 原則として、月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ※ただし、時間外・休日勤務有 ②休日 原則として、土・日曜日・祝日・年末年始	都城市社会福祉協議会給与規程に基づく

※参考：大学卒初任給171,700円（扶養・通勤・住居・退職・期末・勤勉手当・前歴加算あり）

※採用後、資格取得に係る助成制度があります。

※試用期間が適用されます。（下記参考資料参照）

【参考】都城市社会福祉協議会就業規則より

- 第7条 新たに職員として採用された者については、原則として採用の日から6箇月間を試用期間とする。ただし、協議会が適当と認めるときは、この期間を短縮し又は延長することがある。その場合はその旨当該職員宛て通知する。
- 2 試用期間中の勤務態度・適性・人物・技能・業務遂行能力等について協議会が不適格であると認める場合や、協議会の就業規則を守らず解雇事由や懲戒解雇事由に該当したときは第16条の手続きにより解雇する。ただし、採用後14日以内の者については即時に解雇できることとする。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

5. 採用年月日

令和3年4月1日

6. 就職説明会

令和3年度採用者向け就職説明会を令和2年4月2日（木）、4日（土）、7日（火）、10日（金）、18日（土）の10時～12時、都城市総合社会福祉センターにて行います。内容はどの日程も同じです。

お申込みはマイナビまたは電話、メールでも受け付けております。

※各回の定員を5名とさせていただきます。定員になり次第受付を終了いたします。

7. 問い合わせ・申込先

社会福祉法人都市社会福祉協議会（総務課職員採用担当／大田勝信）

〒885-0077 都市松元町4街区17号 都市総合社会福祉センター内

TEL：0986-25-2123

E-mail：ota-k@m-syakyo.or.jp

<http://www.m-syakyo.or.jp>

【文書取扱／社会福祉法人都市社会福祉協議会総務課】